

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

<健康安全分野>

(健康危機に備えて)

- 新型インフルエンザや結核などの新興・再興感染症の脅威、若年者層を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、牛肉の生食による食中毒事件の発生など、近年、都民の健康と安全に関わる問題が次々と発生しています。
- また、いまや国民病と言われるほど、多くの人が悩まされている花粉症をはじめとするアレルギー疾患も、多くの原因が複雑に絡み合っているとされており、都市化に伴う様々な生活環境の変化も一因と考えられています。
- 多様化する健康危機から都民を守るため、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全を確保するとともに、新たな危機に備えて体制を充実します。

	日々の安全確保	健康危機の例
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許認可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	・食中毒 ・残留農薬 ・放射性物質
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品等広告の適正化	・違法(脱法)ドラッグ ・薬事法違反の健康食品
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策、動物愛護管理 建築物・水道事業の監視指導	・アレルギー疾患 ・レジオネラ症 ・放射性物質
感染症	感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策	・新型インフルエンザ ・SARS ・HIV／エイズ

(都の取組)

(新型インフルエンザ対策)

- 平成 21 年に発生した新型インフルエンザへの対応を踏まえ、相談、防疫、医療などにおける実効性の高い取組について取りまとめ、平成 23 年 4 月に「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」として改定するとともに、より感染力や病

原性の強い新型インフルエンザの発生に備え、保健医療体制を整備しています。また、平成 24 年 5 月には新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、行動計画の策定や、緊急事態における行政措置等について定められました。

（HIV／エイズ対策）

- 相談・検診を実施するとともに、医療体制の整備や専門相談員の派遣等、患者の療養生活を支援するほか、普及啓発活動の充実・強化にも努めています。

（結核対策）

- 健康診断、予防接種の支援、普及啓発を実施するなど、結核の早期発見・感染拡大防止を図っています。また、治療完了に向けて、患者に対する療養支援や医療費の公費負担等を実施しています。

（食品の安全確保対策）

- 東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、食品の安全確保に向け、生産から消費に至るまで様々な施策を推進しています。
- また、「東京都ふぐの取扱い規制条例」を改正し、平成 24 年 10 月 1 日から、一定の条件の下、ふぐ調理師以外でも、ふぐ加工製品が取り扱えるようになりました。制度が確実に運用されるよう、制度周知や届出施設への監視指導を実施しています。

（環境保健対策）

- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されており、これらを未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

（医薬品等の安全確保対策）

- 医薬品や化粧品の安全性の確保に取り組むほか、麻薬や覚醒剤、違法（脱法）ドラッグの指導取締りや乱用防止のための普及啓発などを実施しています。

【平成 25 年度の取組】

- 平成 25 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 新型インフルエンザの流行に備え万全の対策を講じます**
- 2 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります**
- 3 食品・医薬品の監視・検査体制の充実強化を図ります**

1 新型インフルエンザの流行に備え万全の対策を講じます

平成 24 年に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等を踏まえ、医療提供体制の整備、必要な医療資器材の確保や、サーベイランス体制（感染症の発生動向を常時監視し把握する仕組み）の強化などに着実に取り組んでいきます。

主な事業展開

◎ 新型インフルエンザ対策【一部新規】 621 百万円

都はこれまで、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）及び防護具の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域医療体制の確保などの取組を進めてきました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法により定められた都の役割を踏まえ、地域医療体制の強化やワクチン接種体制の構築など、保健医療体制の整備を進めています。

・ 地域医療体制の強化 55 百万円

都内を 10 のブロックに分け、感染症指定医療機関を中心とした保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による地域医療体制の強化を図ります。



・ 疑い患者等一時受入医療機関確保事業 8 百万円

確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。

* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者

- 普及啓発活動の強化 10 百万円
 新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、リーフレット等を配布し、効果的に情報発信を行っていきます。
- ワクチン接種体制の構築 7 百万円
 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種、住民予防接種を確実に実施するため、関係者向けのマニュアル作成や講習会を実施します。
- 基礎研究の推進 152 百万円
 公益財団法人東京都医学総合研究所において、有効な治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

＜新型インフルエンザ保健医療体制（概要）＞

	都内未発生期 (入院勧告体制準備)		都内発生早期 (入院勧告体制)	都内流行期		
	海外発生	国内発生	都内発生	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
サーベイランス体制 (※:ウイルス検査を実施)	○インフルエンザサーベイランス（インフルエンザ定点419医療機関） ○ウイルスサーベイランス（病原体定点41医療機関）* ○【都独自】東京感染症アラート* ○入院サーベイランス（基幹定点25医療機関） ○インフルエンザ様疾患発生報告（学校・保育所等） /感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）					
		クラスタ（集団発生） サーベイランス （定点1.0まで）				
		新型インフルエンザ専門外来 における全数ウイルス検査*				
相談体制 (24時間体制)	新型インフルエンザ相談センター設置＜発生段階で機能変化＞					
	トリアージ（患者振り分け）			一般相談へ移行		
防疫体制	<ul style="list-style-type: none"> 陽性患者に対する入院勧告措置 患者家族等接触者の経過観察、健康管理、積極的疫学調査 広域的臨時休業の要請 			<ul style="list-style-type: none"> 臨時休業の要請（施設毎） 不要不急の外出自粛の要請 		
医療提供体制	外来	新型インフルエンザ専門外来		全ての医療機関が対応		
	入院	陽性(+) 感染症指定医療機関	陰性(-) 一般医療機関入院又は自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> 小児、重症患者受入可能医療機関 備蓄医薬品放出 		病室外スペース 患者収容／備蓄 ベッド配布

弾力的対応を行うもの

2 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

新型インフルエンザなどの新興感染症の脅威や若年者層を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、食の安全の危機など、様々な健康危機から都民の生命と健康を守るため、機能強化した健康安全研究センターを技術的拠点として、健康危機管理の取組を着実に推進します。

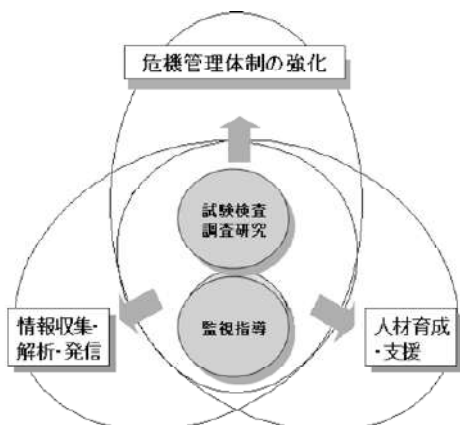
また、海外情報の収集・分析や、アジア大都市との感染症に係る共同調査研究や海外派遣研修を実施し、感染症対策に関するノウハウの蓄積、専門職の資質向上を図ります。

主な事業展開

◎ 健康安全研究センター

- 健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応する技術的拠点、健康被害情報の収集・解析・発信拠点及び健康危機管理を未然に防止するための調査研究、試験検査、監視指導を一体的に行う拠点として、都民の安全・安心を確保します。

強化した5つの機能



1 危機管理体制

- 機動的・重層的ネットワークの構築
- 実地疫学調査チームの編成

2 情報収集・解析・発信

- 健康危機管理情報課の設置
- 健康危機管理情報収集・保管体制の整備

3 人材育成・支援

- 公衆衛生に従事する専門職種健康危機管理能力向上

4 試験検査・調査研究

- 危機に即応できる設備、機器等の整備

5 監視指導

- 許認可審査・監視指導業務の効率化

◎ アジア大都市との共同調査研究及び海外派遣研修の実施

26 百万円

- アジア大都市感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で調査研究し、各都市の対策に活用します。
- 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

◎ HIV／エイズ啓発拠点事業の充実 40 百万円

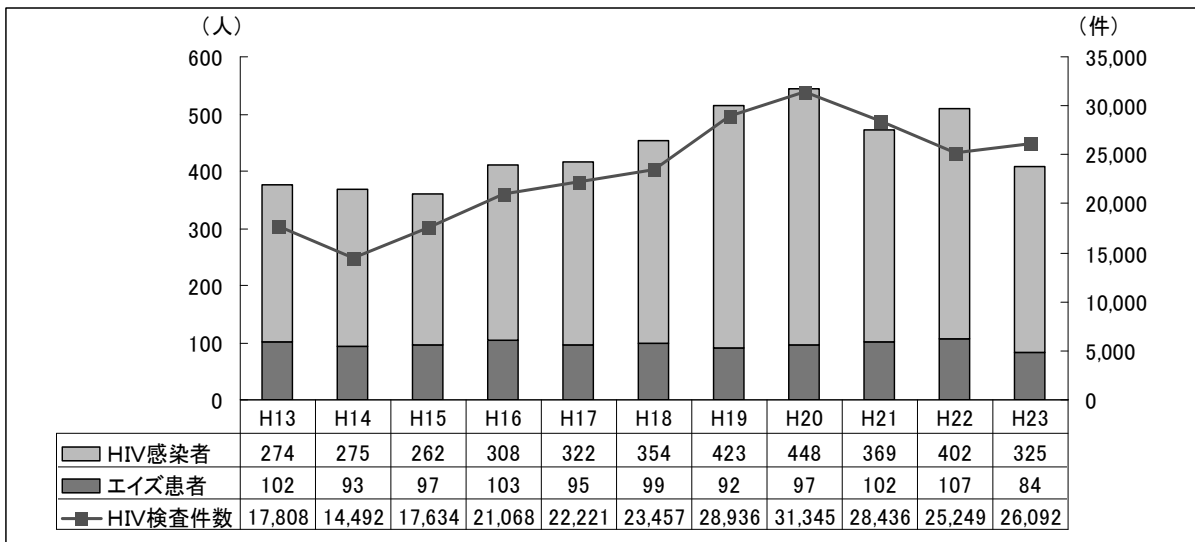
- ・ 繁華街に集まる若者をターゲットとして、HIV／エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」*を核に、若者・NPO 法人等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

* HIV／エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」：平成 19 年度から池袋保健所内に常設。ワークショップ（勉強会）やアウトリーチ（街頭啓発活動）等、若者の自発性と発想を活かした取組を行っている。

◎ 多摩地域の検査・相談体制の充実 35 百万円

- ・ 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、多摩地域で毎週土曜日に HIV 即日（迅速）検査を実施しています。

< HIV 感染者・エイズ患者新規報告数及び保健所等での HIV 検査件数の推移（東京都） >



◎ 結核地域医療ネットワーク推進事業【一部新規】 26 百万円

- ・ 地域連携パスノート*を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関、保健所等、地域の関係機関が連携して患者を支援する体制を構築するとともに、感染拡大を防ぐためデインジャーグループ**対策を強化します。

*地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール。

**デインジャーグループ：結核発病のリスクは高くないが、発病することで多数の者に感染させるおそれが高い集団。

○ 大気汚染医療費助成の実施 4,440 百万円

- ・ 平成 19 年 8 月の東京大気汚染訴訟の和解成立を受け、平成 20 年 8 月から全年齢の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した医療費助成制度について、円滑に運用していきます。

○ 花粉症対策の推進 9 百万円

- ・ 花粉自動測定・予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。

3 食品・医薬品の監視・検査体制の充実強化を図ります

食品への有害物質等の混入などによる健康被害発生の未然・拡大防止及び偽装表示に対応するため、監視・検査体制と情報提供機能を充実・強化するとともに、事業者の自主的な取組を促進し、食の安全と、食に対する都民の安心を確保します。

また、薬物乱用の脅威から、若年者層をはじめとした都民を守るため、法の規制を逃れて次々と出現する違法（脱法）ドラッグ対策を強化します。

主な事業展開

- **食品の監視・指導の着実な実施** —
 - ・ 飲食に起因する衛生上の健康被害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき、監視指導の基本方針、重点監視指導項目や実施体制について定めた「東京都食品衛生監視指導計画」を策定し、実施します。
 - ・ 我が国最大の消費地であり、流通拠点でもある東京都の地域特性を踏まえ、食中毒防止や輸入食品等に関する監視指導等を重点的に実施していきます。

- ◎ **食品衛生自主管理認証制度の普及促進【一部新規】** 2百万円
 - ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。
 - ・ 特に、中小規模事業者の取組を促進するため、認証取得に向けた段階的評価の導入についての検討や認証取得支援講習会を実施します。

- ◎ **違法（脱法）ドラッグ対策【一部新規】** 33百万円
 - ・ 違法（脱法）ドラッグの海外での流行動向を把握し、その情報を蓄積することにより、速やかに規制につなげる体制を整備します。あわせて、店舗に対する監視指導と都民に対する普及啓発を強化し、薬物乱用防止対策を一層強化します。

- **違法（脱法）ドラッグ緊急啓発対策【新規】** 20百万円
 - ・ 若者を中心に違法（脱法）ドラッグの有害性を緊急啓発することにより、いわゆる合法ハーブは安全であるという間違った認識から安易に購入することを抑止し、違法（脱法）ドラッグの乱用を防止します。

